

さんさんプラスサポートご利用の手引き

◆サポートの内容

- ①日常的な家事援助（調理(2～4品程度)・食事の世話、掃除・整理整頓、洗濯、買い物 など）
- ②育児補助（沐浴介助、きょうだいの育児補助も可 など）
- ③通院・入退院、買い物等の同行 など
- ④育児等に関する相談 など

※①②④は、保護者と対象児が自宅にいる時のみの利用。

※大掃除・家具の移動・カビ取り・庭の草取り・植木の剪定・ペットの世話・塾や習い事の送迎などのサービスはご利用いただけません。

※看護や病時保育はできません。病気の回復後の安定期が支援の中心となります。

また、感染の恐れがあるときはヘルパー訪問できませんので、ご了解ください。

◆訪問期間・回数

訪問開始日から約3ヶ月間（計12回、24時間）

※訪問開始から3ヶ月以内でも、お子様が1歳となる前日までの利用となります。

◆訪問日時

月曜～土曜日の午前9時～午後6時（事業者によっては午後5時までです）

（日・祝日・年末年始12/29～1/3を除く）

1週間につき1回を限度とし、1回あたり2時間とします。

◆キャンセルやサポート内容・訪問時間の変更について

やむを得ずキャンセルや変更となる場合は、訪問日前日の午後3時までに、訪問事業者宛に必ず連絡してください。ご連絡がない場合は、1回分の利用となります。

※前日が日曜・祝日の場合は、その直前の平日または土曜日となります。

※一時的に利用間隔が空く場合（里帰り等）は、事業者・ヘルパー変更が生じる事があります。

◆訪問日当日の連絡・緊急連絡等

訪問日時にヘルパーが来なかった場合や、利用者が外出先からの帰宅が遅れるなどの連絡については、訪問予定のヘルパー訪問事業者へ直接お電話してください。

なお、訪問当日、ご不在等により利用者のご連絡がとれない場合は、緊急連絡先にご連絡させていただきますので、ご了解ください。

◆利用料

ご本人負担はありません。ただし、外出同行の際のヘルパーの交通費は利用者負担となります。

◆決定通知書兼報告書（請求用）について

毎月の最後の利用日に、健康づくり課保健相談係よりはじめにお送りした「決定通知書兼報告書（請求用）」をヘルパーへお渡しください。

◆ヘルパーは次の行為を行いません。

訪問先で知り得た個人の情報を他の利用者などに話すこと、金品の贈与や貸与を受けること、宗教等への入信などの勧誘を行うこと、物品購入及びサービスなどの勧誘を行うこと など